

特定行為に係る看護師の研修に ご理解、ご協力をお願いいたします

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の医行為を実施することがあります。

医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、**患者さん**はいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記患者相談窓口をご利用ください。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さま及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

相談日及び相談時間

- 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
（祝祭日を除く）
- 場所 天満病院 1F 患者相談室
- 窓口担当者 事務長 鎌田 剛士